

兵庫県公報

令和8年3月12日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）

- 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部改正により、異なる学校への異動等により住居を移転し、当該異動等の直後に当該学校がへき地等学校に該当することとなった職員（以下「異動等職員」という。）の他、新たに給料表の適用を受ける職員となってへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員がへき地手当に準ずる手当の支給対象とされたことを踏まえ、異動等職員との均衡上、当該手当を支給する必要があると認められる職員について定める等所要の整備を行うこととした。
- へき地手当等の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第3号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「へき地手当に準ずる手当を支給される職員」を「同条第1項の規定による手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「定年前再任用をされ」を「新たに公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第8条第1項又は職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第8条（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）第2条において準用する場合を含む。）の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となって」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「定年前再任用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者であって、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）に、「採用の日前」を「適用日前」に、「第1号に掲げる職員に該当することとなるもの」を「新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員であって、指定日前3年以内に当該学校に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「定年前再任用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に、「当該採用の日の」を「適用日の」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「なる職員」を「なるもの」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「認める職員」を「認めるもの」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「前項の職員に支給する」を「条例第4条第2項の規定による」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「場合に」の右に「第1項及び」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 新たに給料表の適用を受ける職員となってへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員 適用日にへき地等学校に異動したものとした場合に第1項及び条例第4条第1項の規定によ

り支給されることとなる期間及び額

第3条第3項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「、定年前再任用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、「場合に」の右に「第1項及び」を加え、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、「場合に」の右に「第1項及び」を加え、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、「場合に」の右に「第1項及び」を加え、「採用の日以降」を「適用日以降」に改め、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

別表へき地学校の款1級の項美方郡香美町の目中「余部小学校御崎分校」及び「余部小学校御崎冬季分校」を削り、同表準へき地学校の款美方郡香美町の目中「長井小学校」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定並びに次項及び附則第5項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項の規定が適用される職員に関する読替え）

- 3 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年兵庫県条例第3号）附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第3条第3項の適用については、同項第1号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。

（補則）

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。
（公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 5 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項中「改正後の規則」を「公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（以下「へき地規則」という。）」に改め、「及び」の右に「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第12条に規定する」を加え、同項を附則第2項とする。

附則第4項中「改正後の規則」を「へき地規則」に改め、「及び第3号」を削り、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「改正後の規則第3条第2項第4号」を「へき地規則第3条第2項第3号」に改め、「同項第1号」の右に「又は第2号」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「改正後の規則第3条第2項第5号」を「へき地規則第3条第2項第4号」に改め、同項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。